

自治体DXの推進及び手順書について



令和3年7月14日

自治行政局
地域力創造グループ
地域情報化企画室

自治体DX推進計画 概要

1. 自治体におけるDX推進の意義

- 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、**制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。**
- 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、**住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。**
- 自治体においては、まずは、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、**住民の利便性を向上させる**とともに、
 - ・デジタル技術やAI等の活用により**業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく**ことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、**EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出**されることが期待される。

2. 自治体DX推進計画策定の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。**
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」※として策定。** ※計画期間（R3.1～R8.3）

3. 推進体制の構築

- ・ 組織体制の整備
（全庁的・横断的な推進体制）
- ・ デジタル人材の確保・育成
- ・ 計画的な取り組み
- ・ 都道府県による市区町村支援

4. 重点取組事項

- ・ **自治体情報システムの標準化・共通化**
- ・ **マイナンバーカードの普及促進**
- ・ **行政手続のオンライン化**
- ・ **AI・RPAの利用推進**
- ・ **テレワークの推進**
- ・ **セキュリティ対策の徹底**

5. その他の取組事項

＜自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項＞

- ・ 地域社会のデジタル化
- ・ デジタルデバイド対策

＜その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）＞

- ・ BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- ・ オープンデータの推進
- ・ 官民データ活用推進計画策定の推進

基本的な考え方

- 各地方公共団体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。

＜参考＞ 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形で財政的な支援を行う（※）。

（※）J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に時限的な基金を創設するとともに、J-LISへの国のガバナンスを強化する法改正に際し、基金の位置付けについても検討する。

令和2年度第3次補正予算

- 1 自治体情報システムの標準化・共通化** 1,509億円【基金（令和7年度まで）】
 - ・ 基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）やシステム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等）に対する補助（国費10/10）
- 2 オンライン手続の推進（マイナポータル）** 250億円【基金（令和4年度まで）】
 - ・ マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定、連携サーバ等の設置に要する経費に対する補助（国費1/2）
- 3 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行** 29億円【基金（令和4年度まで）】
 - ・ 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対する補助（国費1/2）

地域デジタル社会推進費の創設

○光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」を計上。

【事業期間】令和3・4年度

【事業費】各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度（うち道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

自治体DX推進手順書 趣旨及び構成

趣 旨

- 総務省では、昨年末に、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、「自治体DX推進計画」として策定。
- 自治体が、本計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、今般、自治体DX推進手順書を作成。
- 全国統一的な取組みとなる「自治体情報システムの標準化・共通化」及び「自治体の行政手続のオンライン化」については、作業手順を示す手順書を個別に作成するとともに、先行する自治体の事例をまとめた参考事例集も提供。

構 成

自治体DX全体手順書 【第1.0版】	DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組みの実行）を示すもの
自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】	自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等 を示すもの
自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】	自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等 を示すもの
参考事例集【第1.0版】	DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、 先行する自治体の事例を集めたもの

自治体DX全体手順書【第1.0版】 概要

1. 本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう作成

2. DX推進の手順

ステップ0

DXの認識共有・機運醸成

- ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- ✓ DXの実現に向け、**首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント**が重要
- ✓ 首長等から一般職員まで、**DXの基礎的な共通理解**の形成、実践意識の醸成
- ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるという、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

ステップ1

全体方針の決定

- ✓ DX推進のビジョンと工程表で構成される「**全体方針**」を決定・広く共有
- ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする

ステップ2

推進体制の整備

- ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、**DX推進担当部門を設置**し、各業務担当部門をはじめ**各部門と緊密に連携する体制を構築**
- ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る
- ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した**体系的な育成方針**を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせで育成
- ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

ステップ3

DXの取組みの実行

- ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行。「**PDCA**」サイクルによる**進捗管理**
- ✓ 取組内容に応じて、「**OODA**※」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定

※ 「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況、方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

(参考) 自治体DX推進のための人材育成・確保【ステップ2 概要】

1. 推進体制整備の基本的な考え方

○ 組織と人材の両面からDXの推進体制を整備することが必要

組織：DX司令塔として、DX推進担当部門を設置し、各部門との緊密な連携体制を構築

人材：各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る

2. DX推進のための人材育成

○ 体系的な人材育成方針

- ・ 中長期的な観点も含めて、DX推進のための人材育成を進めるため、一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定したものとする

○ 人材育成の手法

- ・ 国等への職員派遣や情報担当と業務担当を交互に行き来する人事ローテーションなど人事運用上の取組、OJTによる応用力や課題解決力の習得、独自の研修の充実に加えてJ-LISなど研修機関の活用により、人材を育成

【参考】神戸市における庁内DX推進に向けた人事戦略



3. 外部人材の活用

○ 外部人材の活用にあたっては、次の観点から検討

- ・ 配置するポスト（CIO補佐官等を想定）と業務
- ・ それに見合ったスキルの明確化（業務経験、IPAのスキル標準等の活用）
- ・ 任用形態（地方公務員、業務委託）

	特定任期付職員 (フルタイム)	特別職非常勤職員
概 要	高度の専門的知識経験等を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合に任用可（5年以内）	専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う（顧問、参与など）
身 分	地方公務員 ※公平性・中立性の確保を前提として、民間企業等の従業員の地位を保有したまま任用可能	地方公務員 ※同左
給 与	国の特定任期付職員を参考に 特別の給料表適用 + 特定任期付職員業績手当	職務の対価として、 個別の事情を勘案し 報酬額を決定
地方公務員法の適用	あり	なし
営利企業との兼務等（兼業）	任命権者の許可が必要 ※職務の能力・公平性を担保する必要	制限なし
根拠法令	地方任期付職員法第3条第1項	地方公務員法第3条第3項第3号

○ CIO補佐官等の任用に当たっての注意事項

- ・ 特別職非常勤職員の場合は、地方公務員法の規定が適用外
→ 要綱等で、服務等の任用規律を定める必要
- ・ 営利企業との兼務等がある場合、業務内容によっては、透明性・公正性確保のための措置（入札制限等）を講ずる必要

○ 外部人材の確保に対する国の財政支援

- ① 市区町村のCIO補佐官等の任用等に対する特別交付税措置
- ② 都道府県過疎地域等政策支援員（特別交付税措置）
- ③ 地域活性化起業人（特別交付税措置）

- 総務省においては、デジタル庁と連携し、市区町村のデジタル人材の募集情報を広く周知していく

市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置について

- CIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての特別交付税措置については、「市町村におけるCIO補佐官等として外部人材の積極的な任用等について（令和3年4月28日付総行情第88号通知）」により、各地方公共団体に情報提供を行った。

1 趣旨

- 「自治体DX推進計画」では、自治体DXの各種取組みを推進するための組織体制として、役職ごとの役割を設定し、全庁的・横断的な体制整備に着手することが望ましい、としている。
- そこで、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となるが、市町村においては、適任者が見つけれないなどその人材確保が課題となっている。
- 新たに、市町村がCIO補佐官等として、外部人材を任用等する場合の経費について特別交付税措置を講じる。

2 財政措置の概要

- (1) 対象経費
令和3年度から、新たに、市町村がCIO補佐官等として、外部人材を任用等する場合の経費として次に掲げるもの
 - ・特別職非常勤職員として任用する場合：報酬費等（期末手当等の各種手当を含む。）
 - ・外部に業務委託する場合：物件費（委託料）
- (2) 措置額
市町村が支出した対象経費の合計額に0.5を乗じて得た額
- (3) 措置期間
令和3年度～令和7年度

都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費(報償費、旅費、委託費等)

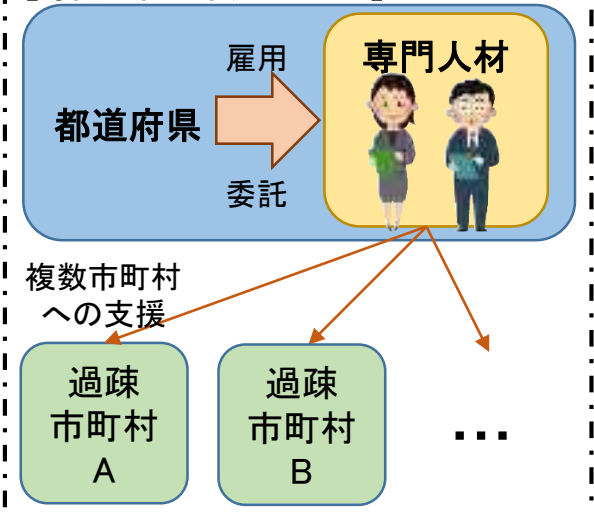
要件

- ①過疎地域その他の条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄)を有する複数の市町村への支援が対象
- ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円／人 ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- ◎産業振興(農林水産業)
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- ◎産業振興(商工業、その他)
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- ◎産業振興(観光)
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- ◎地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- ◎地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- ◎生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- ◎高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- ◎医療の確保
 - …医療政策支援 等
- ◎教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- ◎集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- ◎地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- ◎再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の創設

※令和3年度より

- 現行制度※を刷新し、幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度を創設。

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①三大都市圏外の市町村

②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村
及び人口減少率が高い市町村

1,429市町村
(現行は条件不利
地域など1,188団体)

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

特別交付税 措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期 間

6ヵ月 ～ 3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)

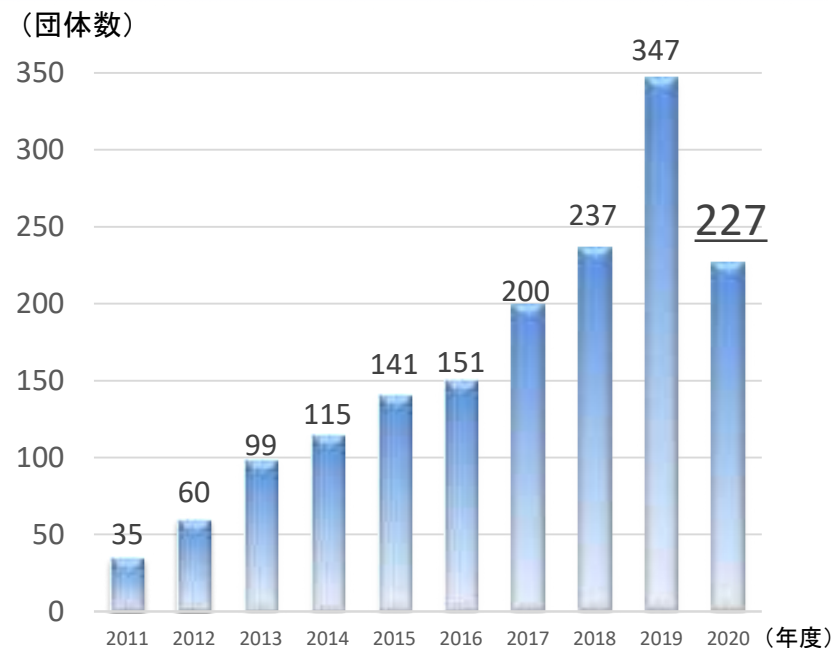
地域情報化アドバイザー派遣事業

- 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「**地域情報化アドバイザー**」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う。
- 令和3年度は、自治体DXに知見のある自治体職員やCIO補佐官経験者などを追加し、先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者**212名**に委嘱。
- 現地派遣は年間3回まで、オンライン会議による支援であれば合計10時間の範囲内において、支援が可能。
- 事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。

派遣の仕組み



派遣団体数



自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。
(なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。)
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

3. 特徴・作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
(4) 国の動きと密接に関連（関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等）(5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討
→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

○ 作業手順等

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価（PIA）
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金（令和2年度第3次補正予算）による財政支援を行う予定。

自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- ▶「自治体DX推進計画」を踏まえ、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める必要がある。
- ▶自治体の多様な状況を踏まえつつ、オンライン化の取り組みを着実に実施できるよう、手順を提示するもの。

2. オンライン化の必要性、メリット

- 必要性 →令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードを様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けた取組を進め、今後、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるようにするため。
- メリット →「住民の利便性の向上」、「行政運営の簡素化・効率化」

取組方針、手順等

3. 自治体における行政手続のオンライン化の取組方針

【特に国民の利便性向上に資する手続(31手続)】

○うち子育て関係・介護関係の26手続(市町村関係手続)

→原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。

○うち罹災証明書の発行手続(市町村関係手続)

→①内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムを導入、又は
②子育て関係・介護関係の26手続と同様の方法でオンライン化を検討

○うち自動車保有関係手続(都道府県関係手続)

→警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン化を検討。

【転出・転入予約(市町村関係手続)】

→転出・転入手続のワンストップ化推進のため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。

【その他の手続】

○マイナポータルを利用することを推奨するが、それ以外の方法によるオンライン化を妨げない。ただし、基幹系17業務に係る手続については、標準化を見据えて留意が必要。

具体的な進め方

4. 自治体における作業手順

～導入ステップ～

- 推進体制の構築
- オンライン化に取組む手続の検討
- 関係規定等の検討・整備
- 調達仕様作成、予算要求
- サービスの導入、運用

※運用開始後も、住民サービス向上のため、UI/UXを常に見直す必要がある。

5. 標準的なシステム構成例(自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続)

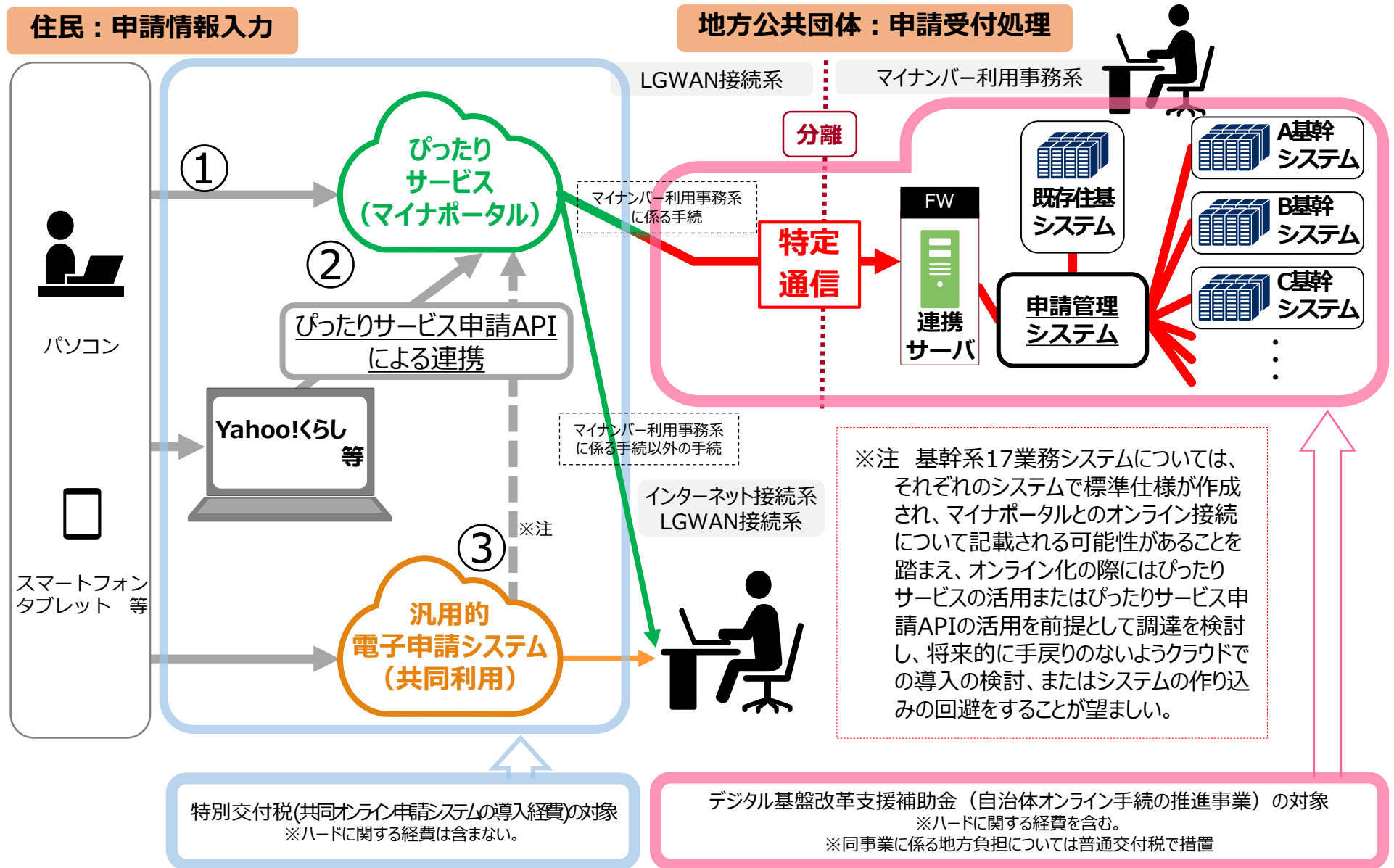
- マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう、マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存住基システム等の改修を行うことにより、オンライン手続の受付体制を整備することが必要。
- よりスムーズに手続を受け付けることを可能とし、行政運営の簡素化・効率化に資するよう、手続の処理件数等を勘案した上で、申請管理システムと基幹システムとの接続を行い、エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させることを積極的に検討する。

6. 国の主な支援策等

- マイナポータルに関する国の取組(全自治体接続基盤の構築、UI/UX改善、ぴったりサービス申請APIの提供等)
- 財政支援(デジタル基盤改革支援補助金、特別交付税措置)

(参考) 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】(オンライン化の仕組み)

オンライン化すべき手続とその方向性



(参考) 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】(標準的なシステム構成例)

○ 自治体の基幹システムとぴたりサービスとのエンドトゥエンド接続を行うための整備事項と標準的なシステム構成例は以下の通り。

①ネットワーク等の整備

- ①- 1 境界FWの設置
- ①- 2 LGWAN-FW等の設定
- ①- 3 連携サーバの新規導入

②既存住基システム等の改修

住基ネットCSから利用者証明書用電子証明書のシリアル番号を、各機関システムにおいて申請者を特定することができる番号へ変換するための機能を実装する改修

③申請管理システムの新規導入

- ③- 1 申請データの取り込み
- ③- 2 申請データのデータベース格納
- ③- 3 シリアル番号による申請者特定
- ③- 4 申請内容照会とステータス管理
- ③- 5 基幹システムと申請データ連携 (★)

④基幹システムの改修 (★)

申請管理システムから申請データを取り込むための改修



マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう、マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存住基システム等の改修を行うことにより、オンライン手続の受付体制を整備することが必要。

よりスムーズに手続を受け付けることを可能とし、行政運営の簡素化・効率化に資するよう、手続の処理件数等を勘案した上で、申請管理システムと基幹システムとの接続を行い、エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させることを積極的に検討する。
(左記の★部分)

※ 「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」において、上記の標準的なシステム構成例を示しているところ、令和3年夏頃までに、標準仕様書を作成し、市区町村に提供する予定。